

令和9年度報酬改定は 「一律の引き上げ」から 「メリハリ」への転換点

令和9年度（2027年度）障害福祉サービス等報酬改定の議論が、2026年4月に始まりました。前提となる令和8年度改定から時系列でとり、障害児通所支援を中心に「何が、なぜ、いつ決まるのか」を整理します。

1 / 前提

費用が急伸

令和6年度改定後、総費用額が+12.1%

2 / 前倒し

処遇改善を先行

令和8年度改定で処遇改善だけ先に実施

3 / 本丸

評価の作り替え

令和9年度改定で加算と体制の評価を見直し

4 / 備え

記録と体制

単位数は未公表。記録と体制は今から作れる

第1章 時系列 — 令和6年度から令和9年度施行までを一本の流れで

第2章 背景 — なぜ国は「メリハリ」と言い始めたのか

第3章 前提 — 令和8年度改定で既に決まったこと

第4章 論点 — 令和9年度の4つの柱と障害児通所の具体案

第5章 実務 — 決まる前にやること、決まったらやること

本資料で扱う令和9年度の内容は、厚生労働省が示した「検討の方向性」と「主な論点（案）」です。新加算の単位数・項目・要件はまだ公表されていません。確定した制度ではなく、準備のための方向性としてお読みください。

結論 費用が伸び続けるなかで、国は「必要な支援をしていない事業者ではなく、質の高い支援に資源が用いられる」報酬体系への見直しを掲げました。障害児分野でその象徴となるのが、約9割の事業所が算定する児童指導員等加配加算の整理・統合です。

CHAPTER 1

3つの改定は、一本の流れである

令和9年度改定だけを単独で読むと、「加算が統合されるらしい」という断片の集まりに見えます。実際には、令和6年度改定後の費用の伸びが起点となり、令和8年度の期中改定が前段にあり、そのうえで令和9年度の本格改定が設計されています。

- 2024年度 ○ 令和6年度改定（改定率+1.12%）。改定後、総費用額は+12.1%と大きく伸びた（利用者数+5.8%、1人当たり費用+6.0%）。以降すべての議論の起点。
- 2026.4.28 ○ 厚生労働省「障害福祉報酬改定検討チーム」が令和9年度改定の議論を開始。待たずに対応すべき処遇改善を切り出した令和8年度改定（改定率+1.84%）の内容が固まる。
- 2026.6.1 ○ 令和8年度改定の一部を施行。新規指定事業所への応急単価（児発は所定単位数の988/1000、放デイは982/1000）も適用開始。
- 2026.6～8 ○ 関係団体ヒアリング（53団体）。
- 2026.8末 ○ 「令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点（案）」を提示。
- 2026.9.17 ○ 社会保障審議会障害者部会で議論の状況を報告。工程と論点を再掲。
- 2026.9～10 ○ サービス別の検討。障害児通所支援では加配加算の統合、関係機関連携、医療的ケア、家族支援などの方向性が示される。
- 2026.11 ○ 分野をまたぐ横断的な検討。
- 2026.12 ● 「**基本的考え方**」の整理。方向性が文言として固まる最初の大きな節目。
- 2027.2 ● **改定案のとりまとめ**。単位数と要件が明らかになる節目。
- 2027.4 ○ 令和9年度改定の施行（予定）。児童発達支援センターの食事の外部搬入の全国展開もこの時期とされる。

読み解き 実務上の締切は施行日ではありません。2026年12月に基本的考え方が出れば、採用・配置・記録様式の方針を決められます。2027年2月に改定案が出れば、収支試算を確定できます。この2つの節目に合わせて動くことが、本資料の実務的な結論です。

工程表 — いつ、何が決まり、事業所は何をするか

時期	国の動き	事業所が取るべき動き
2026年6～8月	53団体ヒアリング	自法人の課題を言語化し、団体経由の意見提出に備える
2026年8月末	主な論点（案）を提示	論点を自事業所の加算・体制に当てはめて棚卸しする
2026年9～10月	サービス別の検討	障害児分野の方向性を確認し、記録様式の統一を始める
2026年11月	横断的な検討	研修・人員基準など全事業所共通の論点を点検する
2026年12月	基本的考え方の整理	方針決定の節目。採用・配置・連携先の計画を固める
2027年2月	改定案のとりまとめ	試算確定の節目。単位数で収支を再計算し、届出準備に入る
2027年4月	改定施行	新体制での算定開始。請求と記録の突合を行う

CHAPTER 2

なぜ今、改定の論調が変わったのか

背景にあるのは、制度の規模そのものの拡大です。支援を必要とする人が増え続けること自体は制度の成果ですが、財源には限りがあります。

+12.1%

令和6年度改定後の総費用額の伸び。改定率+1.12%を大きく上回った

約170万人

障害福祉サービスの利用者数。需要は今後も増える見通し

約2.3兆円

関連予算の規模。制度施行時の約4.5倍

国が示した問題意識は、費用が伸びること自体ではなく、その伸びが支援の質に結びついているか検証できないことです。だからこそ「必要な支援をしていない事業者ではなく、質の高い支援に資源が用いられる見直しが不可欠」とされ、「メリハリのきいた報酬体系」という表現が繰り返し使われます。

加算の統合も、連携の評価拡大も、研修の運営基準化も、「**払う理由を、配置の有無から支援の実績へ移す**」という同じ方向を向いています。この一文が、令和9年度改定のすべての論点を貫く軸です。

ヒアリングの6つの視点 — 国は何を聞いたのか

53団体へのヒアリングは、次の6つの視点で整理されました。この並び自体が、令和9年度改定で国が何を優先するかの表明になっています。

視点	事業所への含意
1. 制度の持続可能性	費用の伸びに見合う成果を示せるかが問われる
2. 人材確保・育成・専門性	処遇だけでなく、育成の仕組み自体が評価対象になる
3. 令和6・8年度改定後の経営と物価への対応	物価高騰下での経営実態が改定率の根拠になる
4. 地域で過不足のない提供体制	不足地域・不足分野への配慮が単価に残る可能性がある
5. 多様な参入による質のばらつき	新規参入と質の担保をどう両立させるかが論点になる
6. 地域生活・重度化・他制度との連携	単独事業所の完結型支援から、連携型支援への移行が進む

CHAPTER 3

前提となる令和8年度改定 — 既に決まったこと

確定 ここは「検討中」ではなく、既に動いている内容です。

処遇改善は、全ての障害福祉従事者へ広がった

改定率は+1.84%で、令和9年度を待たずに行われた期中改定です。処遇改善の対象は福祉・介護職員に限らず全ての障害福祉従事者へ拡大し、月額1.0万円（3.3%）相当の引き上げに、生産性向上・協働化による+0.3万円が上乗せされ、定期昇給分と合わせて最大で月1.9万円（6.3%）相当とされました。

障害児分野の処遇改善加算率（区分Ⅲ）は、**放課後等デイサービスが14.2%、児童発達支援が13.9%**です。相談支援では処遇改善加算（5.1%）が新設されました。試算では、旧率ではなく新しい率を使う必要があります。

新規指定だけに適用される「応急単価」

2026年6月1日以降に新規指定を受けた事業所には応急単価が適用されます。児童発達支援は所定単位数の988/1000、放課後等デイサービスは982/1000です。既存事業所には適用されません。

ただし一律ではなく、重症心身障害、医療的ケアの区分、強度行動障害への対応、離島・中山間地域、自治体が客観的に必要と認める事業所には、従前単価への配慮が示されています。新規開設を計画する場合は、指定時期と該当区分で単価が変わるため、収支計画への織り込みが必須です。

人員が欠けても、すぐに減算にならない仕組み

人員基準を満たせなくなった場合の欠如減算について、突発的な人員不足であれば最長3か月の猶予が設けられました（年1回まで、ハローワークの活用などが条件）。条件付きである以上、求人活動の記録を残しておくことが猶予の前提になります。

第3章の要点 令和8年度改定は「人を確保するための改定」でした。処遇改善の拡大で人件費の原資を先に確保し、その代わりに新規参入には応急単価で歯止めをかけた。この組み合わせが、令和9年度の「質へのメリハリ」の土台になっています。

CHAPTER 4

令和9年度の4つの柱

柱	内容の方向性
人材確保・処遇改善	処遇改善の継続と、育成・専門性を高める仕組みの評価
サービスの質の確保	加算の評価軸を配置から体制・実績へ移し、研修を運営基準に位置づける
制度の持続可能性	費用の伸びを抑えつつ、必要な分野へ資源を振り向けるメリハリ
地域の提供体制	不足地域・不足分野への配慮と、関係機関との連携の評価

4つの柱は互いに独立していません。人材確保のために処遇を上げれば費用は増え、持続可能性と緊張関係が生じます。その緊張を解く手段として選ばれたのが「質の確保」、つまり払う先を選ぶことです。

CHAPTER 4 / 障害児通所支援 ― 最重要論点

加配加算の統合 ― 「誰を置いたか」から「どう支えたか」へ

検討中 障害児通所支援で経営への影響が最も大きいのが、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の整理・統合です。

出発点は予算執行調査の指摘です。児童指導員等加配加算は約9割の事業所が算定しており、ほぼ全ての事業所が取る加算は、もはや「手厚い体制へのインセンティブ」として機能していない、という評価です。裏を返せば、この加算は多くの事業所にとって基本報酬に近い収入源になっており、統合の設計次第で収支が大きく動きます。

新しい加算は、何を評価するのか

示されている方向性は、個々の職員の資格や配置人数を数えるのではなく、事業所全体の支援体制を複数の項目で総合的に評価する新しい加算を作るというものです。評価項目の候補として意識すべきは、支援ニーズの高い子どもの受け入れ実績、多職種によるチーム支援の実施、関係機関との連携、職員の育成体制といった、単独の配置では測れない要素です。

未公表事項 新加算の単位数、評価項目、経過措置の有無は、2026年10月時点でいずれも示されていません。「統合で減収になる」とも「増収になる」とも、現時点では断定できません。断定している情報を見かけたら、出所が国の資料かどうかを確認してください。

だから今やることは「記録」である

評価軸が配置から体制・実績へ移るのであれば、備えは一つです。今行っている支援を、後から証明できる形で残すこと。具体的には、ニーズの高い子どもの受け入れ実績、ケース会議や多職種での検討の記録、個別支援計画への反映、連携先とのやり取りの記録です。これらは新加算の要件が何であれ無駄にならず、要件が公表された時点でそのまま根拠として使えます。

配置表と資格証のコピーしか残っていない事業所は、体制を評価する仕組みになった途端に「**やっているのに証明できない**」状態に陥ります。ここが、令和9年度改定における最も現実的なリスクです。

CHAPTER 4 / 広がる評価

関係機関連携、家族支援、医療的ケア

関係機関連携は、事業所の外へ広がる

検討中 子どもが併行して通う保育所や放課後児童クラブへの訪問に加え、こども食堂、習い事、スポーツ活動といった地域の居場所との連携、さらに高校卒業後に利用する障害福祉サービスへの移行支援までが視野に入っています。支援の成果を「事業所の中で何をしたか」ではなく「子どもの生活全体がどうつながったか」で見る考え方です。

今からできること 連携先の一覧を作り、訪問日時・相手・内容・個別支援計画への反映を記録する様式を統一しておく。

家族支援は「計画的な面談」だけでは拾えていない

検討中 現行の家族支援の評価は、計画的な面談や相談を中心に設計されています。しかし、事業所の64.2%が計画外の緊急的・突発的な相談に対応しているというデータが示され、そうした対応への新しい評価が検討されています。

今からできること 緊急相談は発生した時点で記録しないと再構成できません。日時、相談者、内容の分類、対応者、対応時間、関係機関へのつながりの有無を残し、月次で集計する。

医療的ケア・重症心身は「厚くする」側に

検討中 ノウハウ共有の評価、医療連携体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）の充実、多職種連携・医療安全管理・緊急時対応を含む安全体制の評価が検討されています。受け入れを続ける事業所には追い風ですが、安全体制の文書化と訓練記録が前提になる点に注意が必要です。

CHAPTER 4 / センター・訪問支援・全事業所共通

「全職種そろえたか」から「地域で機能したか」へ

児童発達支援センター

中核機能強化加算は、地域支援と関係機関連携の取り組みをより明確に評価する方向が示され、対象職種に子ども家庭ソーシャルワーカーを加えることも検討されています。センターにおける食事提供の外部搬入は、国家戦略特区の特例を基礎として、2027年4月から全国展開する予定です。

保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

訪問支援員に、保有資格に加えて一定の実務経験を求める方向が示され、経過措置が想定されています。職員の資格と実務経験を台帳化しておけば、要件が公表された時点で対象者を即座に判定できます。併設する保育所等と児童発達支援を併用する子どもへの訪問を算定対象外とする整理や、居宅訪問型児童発達支援の通所移行支援加算（現行は1人につき1回）の上限の見直しも論点です。

全事業所共通 — 研修と計画作成の仕組みが変わる

論点	方向性
研修の運営基準化	基礎研修・実践研修を運営基準に位置づけ、常勤職員の受講を求める。令和9年度に導入し、令和10年度にリーダー層、令和11年度にコア人材へと段階的に広げる想定
個別支援計画	児童発達支援管理責任者の責任は維持しつつ、チームで作成するプロセスを明確化する
強度行動障害への対応	就学児サポート調査票と判定基準表を整理・統合する

研修の運営基準化は、加算ではなく運営そのものの要件です。受講時間の確保と代替人員の手当てが必要になるため、**来年度のシフトと採用計画に先に織り込んでおく**かどうかで負担感が大きく変わります。

CHAPTER 5

決まる前にやること — 30日・60日・90日

単位数も要件も出ていない段階で、できることは限られています。しかし「記録」と「台帳」と「体制の棚卸し」は、要件がどう決まっても無駄になりません。

期間	やること	残すもの
30日 棚卸し	加配・専門的支援体制の算定根拠、連携先、医療的ケアの受入可否、職員の資格と実務経験を洗い出す	加算算定根拠一覧、連携先一覧、職員経験台帳、安全体制チェック表
60日 様式統一	ケース会議、連携訪問、緊急相談、移行支援の記録様式を全事業所で統一する	記録様式一式、記入ルール、月次集計表
90日 数字にする	記録の件数を集計し、研修受講に必要な時間と代替人員を試算する	月次実績集計、研修計画、人員試算表
毎月	15分でよいので、記録の抜けと集計を確認する定例を置く	確認メモと翌月の修正点

12月と2月に、それぞれ何をするか

2026年12月（基本的考え方）

方向性が文言で固まる段階。採用方針、配置の考え方、連携先の開拓、研修計画といった「人と体制」の意思決定を行う。単位数がないため収支試算はまだ確定しない。

2027年2月（改定案）

単位数と要件が出る段階。新加算での収支を再計算し、届出と請求の準備に入る。ここで初めて「減収か増収か」が判定できる。

情報の読み分け — 要望と決定を混同しない

改定期には団体の要望書も数多く公表されます。たとえば日本理学療法士協会は、専門的支援実施加算の算定上限の撤廃、中核機能強化加算や訪問支援員特別加算の引き上げなどを要望しています。これらは要望であり、国の検討の方向性とは別物です。情報に触れたら、まず「国の資料か、団体の要望か」を確認する習慣が、この時期には特に有効です。

まとめ 令和9年度改定の本質は、金額の上げ下げではなく、評価の物差しの交換です。「配置した」ことへの支払いから、「体制として機能し、実績を残した」ことへの支払いへ。その物差しに合わせて記録と体制を先に作っておく事業所が、2027年2月の改定案公表時点で最も速く動けます。

出所一覧

令和9年度報酬改定の動向

1. 厚生労働省「障害福祉報酬改定検討チーム」 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html
2. 厚生労働省「令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点（案）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001742921.pdf>
3. 厚生労働省「令和9年度障害福祉サービス等報酬改定について（報告）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001702861.pdf>
4. 厚生労働省「令和9年度障害福祉報酬改定の議論の状況について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001750492.pdf>
5. WAM NET「令和9年度報酬改定の議論を開始 人材確保、サービスの質、制度の持続可能性が焦点に」 https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/watch/20260817_004.html

障害児通所支援の論点

6. こども家庭庁「障害児支援の推進について」 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6c5e7c4a-4bd0-4f7a-8aac-297fd4d9b4c2/7db481a1/20260408_councils_kodomoseisaku-syukankacho_6c5e7c4a_23.pdf
7. 日本理学療法士協会「令和9年度障害福祉報酬（障害児）改定に向けた要望書」 <https://www.japanpt.or.jp/activity/procedure/04191.html>
8. 児童発達支援・放課後等デイサービスの見直し論点解説（note） https://note.com/nodoka_acc/n/nf95f983f9b43
9. 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援の見直し論点解説（note） https://note.com/nodoka_acc/n/n45e5a0faefed

前提となる令和8年度改定

10. 厚生労働省「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html
11. こども家庭庁「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について」 <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/r8hoshukaitei>
12. こども家庭庁「令和8年度予算の概要（障害児支援関係）」 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7612b45c-aad3-4503-9026-12d01277b181/54647734/20260409_policies_shougaijishien_19.pdf
13. 厚生労働省「令和8年度の障害福祉人材の処遇改善等の対応」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001657650.pdf>

免責 本資料は2026年10月25日時点の公表資料にもとづく解説であり、令和9年度改定の内容を確定させるものではありません。単位数・要件・経過措置は、2026年12月の基本的考え方および2027年2月の改定案で確認してください。個別の算定判断は、最新の告示・通知と自治体の指導に基づいて行ってください。note記事（8・9）は民間の論点解説であり、国の公式見解ではありません。

ABOUT

この資料を、自事業所の数字に置きかえる

改定の方向性がわかって、「うちの収支がどう動くか」は事業所ごとに違います。次の3つは、今の数字から確かめられます。

01

加算の比重

加配加算・専門的支援体制加算が、いまの売上のどれだけを占めているか

02

記録の優先順位

新しい評価に備えて、どの記録から整えるか

03

人件費と配置

処遇改善の新しい率と最低賃金の改定で、来年度の人件費と配置がどう変わるか

発行者

T-lab（代表 田中） 訪問看護・児童発達支援・放課後等デイサービスの経営支援

作業療法士・公認心理師・臨床発達心理士。児童発達支援・放課後等デイサービス、訪問看護の現場で専門職として働いてきました。開業前の資金計画から、開業後の損益管理・業務改善まで、数字と仕組みの両面から事業所の経営を支えています。

無料でできること

内容	説明
1分診断	先月の数字を4つ入れるだけで、黒字まであと何回かがわかります（入力した数字は送信されません）
経営管理PRO 体験版	出欠の入力から、報酬計算・稼働率・欠席率まで、サンプルデータで試せます（PRO版は制作中）
初回のご相談	30～60分・オンライン。事前のご準備は不要です。こちらから営業の連絡はしません

児発・放デイの経営のご相談は、初回無料です

メールの件名に「児発・放デイの相談」と書いてお送りください。

<https://tlab-tanaka.jp/jiho/> / t.lab.tanaka@gmail.com